

信用金庫による中小企業支援制度を活用した体制構築への取組
～関東地方を例に～¹

A study of the establishment of an SME support system by credit unions,
using the Kanto region as an example

新井 稲二
Arai Ineji

Abstract

In recent years, the evaluation and guidance enterprises supporting small and medium enterprises have come to combine both public and private support.

Despite their qualitative aspects, a considerable number of regional financial institutions are playing large roles in the private sector.

Therefore, we conducted a comparative survey of three credit unions in the Kanto region that participated in this project and four credit unions that did not participate, taking them as an example of a regional power cooperative implemented as part of an SME policy. The results revealed that a common feature of credit unions that participated in the regional power cooperative and credit unions that did not participate was the presence of temporary loan staff.

Each credit union also has its own characteristics, which is a consequence of the differences in their venture strategies. The financial administration will need to check whether the support system for regional financial institutions is working effectively, as well as whether the SME administration will need to design a system that is easy for local financial institutions to use.

1. はじめに

中小企業支援において公的支援を様々な性格を持った民間が担うことは、従前からの支援と比較して、より高度で複雑な支援に対応することが期待されている。昨今では、経営革新等支援機関による活動に代表されるように民間組織による支援と、行政による支援が複合化されて実施されるようになり、特に地域金融機関の役割は、公的支援において重要な役割を

2021年3月9日 受理

¹本論文は、地域活性学会、第12回研究大会、令和2年9月12日において発表した。

担うようになってきた。

しかし、いつ頃からどのように地域金融機関が中小企業に対する支援活動を始めたのか地域金融機関側の活動から、その実態を明らかにした調査・研究は乏しい。そこで、本稿では地域金融機関の中でも地域との結びつきが強く、組織数も多い信用金庫を対象に、支援体制をどのように構築し、支援活動をしてきたのかに関する考察を行うことで公的支援における信用金庫の位置づけ、役割や実態について考察するものである。

2. 調査方法

中小企業支援制度の一環として実施された制度である「地域力連携拠点」事業（以下、連携拠点）に焦点をあて、本事業が開始された2008年前後を中心に据える。これは、地域金融機関が本格的に公的な中小企業支援における診断指導の枠組みに参加したのが連携拠点である（新井2020）ことから、引き続き信用金庫を対象とする。また、調査期間を2019年8月から2020年3月の間で実施し、中小企業支援体制構築における取組において、連携拠点に採択された信用金庫が複数存在している関東経済産業局管内に拠点を置いていることを選定条件とした。これについても信用金庫ごとの営業地域をできるだけ近くさせることで、取組内容の違いについて同条件で比較させることを重視した。

連携拠点に参加した関東経済産業局管内の信用金庫は東京東、多摩、西武、浜松（現在の浜松いわた）の4信用金庫である。このうち東京東、多摩、浜松と、連携拠点に参加しなかった信用金庫とを比較するため、独自の支援体制を構築している4信用金庫を対象として半構造化インタビューを実施した。対象者及び質問事項については、支援を担当した経験のある職員・役員を対象（一部の担当者からの要望により具体名は非公開）に、当時の状況について振り返りつつ、支援を始めた経緯と変遷と支援の取組み状況について質問を行っている。なお本稿では誌面の関係上、概要のみ記している。

もちろん、中小企業支援制度を活用して体制構築を行う信用金庫と、独自に支援体制を構築する信用金庫のどちらが優れているというわけではない。重要なのはその活動内容であるわけで、支援体制・能力等に違いがあるのかについて、比較することで支援の独自性を発揮していく過程を明らかにする。

3. 先行研究

近年では、金融庁が実施する政策¹⁾からいくつかの方針が公表されており、監督官庁による指導も実施されている。その中で、地域金融機関の経営に関する先行研究では、リレーションシップバンキング²⁾や金融円滑化法³⁾などの影響によって、地域金融機関の行動にどのような変化が生まれたかという視点からのものが存在（石川2012、斎藤2016）する。しかし多

くは、これら数値を分析した結果から傾向を明らかにしており、なぜそのような行動を取ったのかまでの実態を明らかにすることは難しい。

このような限界を踏まえ、小藤（2006）は金融政策からの視点だけでなく、中小企業支援の視点からも金融機関の行動を明らかにしている。それによれば、金融行政サイドの監督官庁である各地の財務局も参加した産業クラスター計画（以下、クラスター）と地域金融機関との関係について調査を行っており、全国で実施されていたクラスターに地域金融機関が参画することで創業・新事業への支援を実施するということであった。しかし三井（2004）は、クラスター自体が日本の場合、ハイテク分野に集中してしまったことを指摘している。その結果として「ほとんどの利用者達は地域金融機関による創業・新事業支援機能の強化に関してそれほど評価していないといえる」（小藤康夫，2006，p192）として、金融庁等による指導だけでは、他監督官庁が実施する制度の利用を促すことへの限界を指摘している。

地域金融機関がいくら組織的な活動をしていたとしても、初めて経験することが順調に進むわけではなく、課題をどのように対処していったのか問題や工夫を明らかにすることが重要である。小藤（2006）の調査から考えられる金融機関の行動として、監督官庁サイドからクラスターの参画を促されれば取組事例で紹介されるなどの間接的な場合であっても、監督官庁等から取組不十分であると指摘を受ける恐れがある可能性を考慮すれば、クラスターに参画するという選択肢になる。事実、村本（2004）によれば、全銀行と7割以上の信用金庫がクラスター支援に関する会議体（産業クラスターサポート会議）へ参加していることから明らかであろう。

そこで発生すると思われる資金需要に対する与信判断等については、金融機関の経営に影響を与えることになる。しかし、顧客に対するコンサルティング機能の発揮を求められても具体的に何をすべきかという答えは監督官庁から明確な返答はできるわけがなく、そこに金融機関ごとに模索があったわけである。

4. 連携拠点が開始された際の信用金庫が置かれた状況

中小企業庁によれば、連携拠点到参画する地域金融機関が得られる利点の一つに「金融機関の担当者の目利きの能力が向上するという効果が期待」（中小企業庁，2008a，p3）としている。目利き力とは間下（2004）によれば、リレーションシップバンキングを各地域金融機関が推進するにあたり、企業のコンサルティング機能の提供を行うことが重要であるが、このコンサルティング機能の提供を行うための力の源泉としている。このことから、支援策の立案側であった中小企業庁においても、金融庁の定義するコンサルティング機能の発揮のために、職員の目利き力を求めている地域金融機関の事情を踏まえ使用していた。

先行研究からも、地域金融機関が求められていたのはコンサルティング機能の発揮を実現

信用金庫による中小企業支援制度を活用した体制構築への取組

するための目利き力の向上または、延長にある地域密着型金融である。ただし、支援体制を構築するにも、職員の専門性を高める必要があり、監督官庁から取り組みを求められた地域金融機関は、検査で不十分であると指摘されることを避けるために内部で支援体制の構築に取り組むことになる。これが監督官庁の求めるレベルに到達するまでには時間を要するため、一部の地域金融機関では連携拠点を活用するなどの中小企業支援制度を利用することによって、体制を構築するようになったと考えられる。しかし、前述のように金融政策から奨励されたクラスターに参画した地域金融機関も存在したものの、本来期待されるような、創業や新事業を生み出せなかった。つまり、中小企業支援制度によっては、地域金融機関が求める内容を達成できるとは限らないことがわかる。

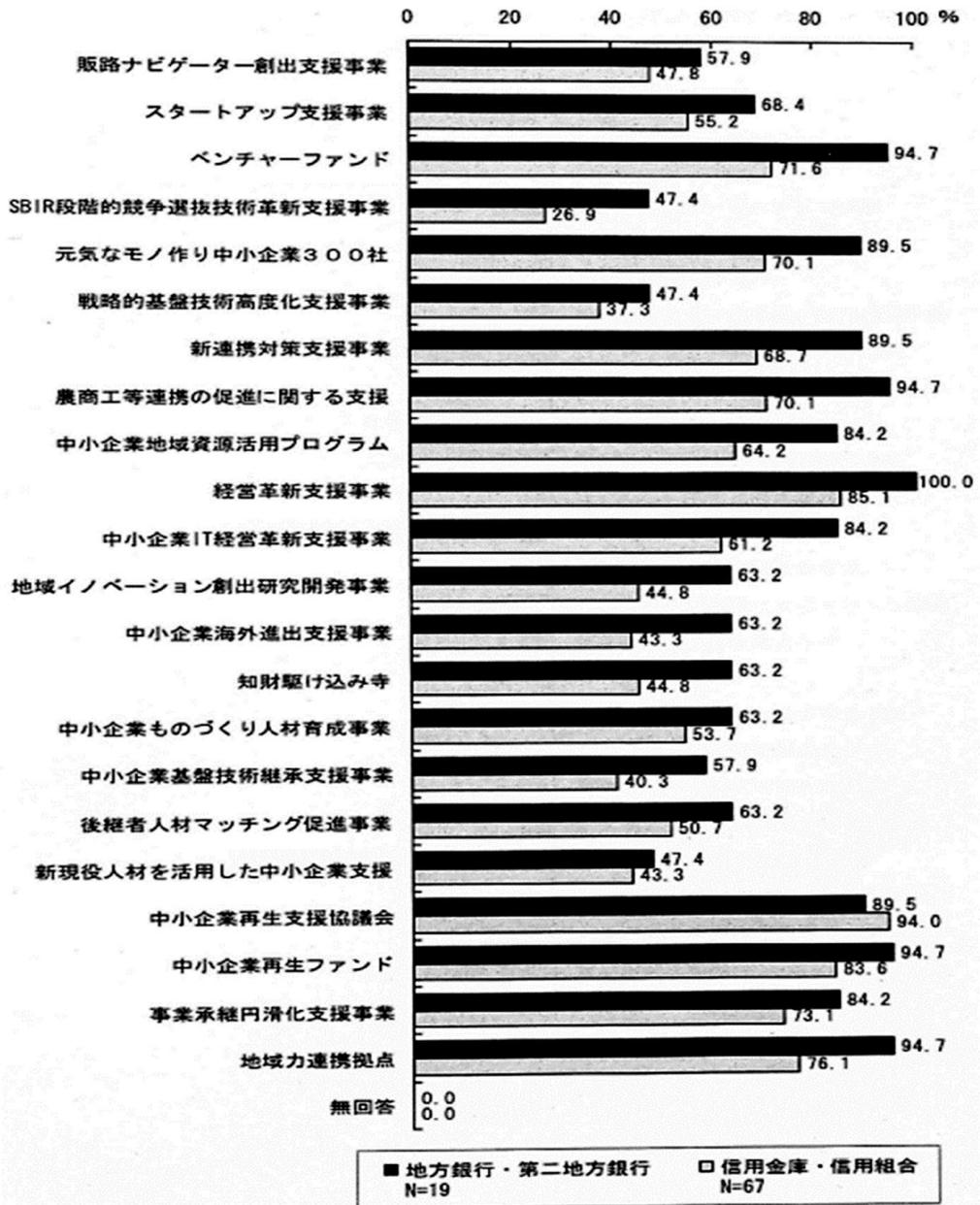
一方で、中小企業支援制度では他にも存在している。特に、本稿で取り上げる連携拠点は診断指導において、外部と連携体制の構築支援、活用費用の補助といった地域金融機関側においても活用する利点があった。これらより当時の状況は、地域金融機関としても支援体制の構築が必要であり、連携拠点に参加するメリットが見込めたことがわかる。

4.1 関東経済産業局管内における信用金庫の活動実態

当時の地域金融機関が中小企業支援制度をどれだけ認知していたかということであるが、2008年頃の地域金融機関の認知状況を調査したのが、関東経済産業局（以下、関東経産局）の委託調査⁴⁾である。本調査では、アンケート及びヒアリング調査を実施している。

調査ではいくつかの質問項目ごとに分析がされており、その結果からは信用金庫が各種の中小企業支援制度を活用する場合、いくつかの特徴と課題が明らかにされている。まず、①制度の認知状況（図表1）、②顧客への紹介状況、③活用状況、④今後顧客に紹介アレンジメントしたいと思う事業の全てにおいて、最も多い回答は中小企業再生支援協議会であった。これは、2008年に発生したリーマンショック⁵⁾の影響を受けた経済状況や、それを受けて開始された金融円滑化法成立の直前の金融庁による監督の強化が影響していると考えられる。一方で、本稿で対象としている連携拠点については、アンケート調査における支援制度22項目中、①においては4番目、②では3番目、③では4番目、④では4番目と、高い割合を示している。

図表1 関東地方の地域金融機関の制度の認知状況



野村総合研究所（2008）より一部抜粋
本稿では信用金庫・信用組合の箇所を採用している

信用金庫による中小企業支援制度を活用した体制構築への取組

課題として、特徴の多くが信用金庫職員の知見不足を挙げている。特に、地方銀行よりも信用金庫側で課題として認識されているのが、顧客の経営に対する体制構築が不十分なことや、支援を実施するにあたり知見や経験を有する人的資源の不足である。これらを解決するために信用金庫職員の知識、能力の向上はもちろんとして、地域金融機関による支援の仕組みそのものを、公的制度融資である「制度融資」⁶⁾と関係づけて構築する必要があるとしている。

このように、地域金融機関が当時の置かれた状況は、リーマンショックによる景気後退時において国内金融機関による貸し渋りや貸しはがしといったことが社会で問題視されていた。このため、金融庁等からの監督・指導による影響が特に強い時期であり、企業再生や金融機関側の融資の条件変更を柔軟に求められた時期であるという点が大きく、企業再生という分野に監督官庁も力を入れ、金融機関側もそれに対応していた。この状況を勘案すれば、連携拠点の位置づけは金融機関側から見た場合、期待・評価は高かったと認められる。つまり、信用金庫業界全体における連携拠点の位置づけは「知っているが活用が難しい」ということになる。

5. 調査結果

調査結果の概要は、以下のとおりである。なお、一部は「6. 考察」において、要約記載している。

5.1 連携拠点に参加した信用金庫の取組

5.1.1 多摩（調査日：2019年8月16日）

2001年に理事長が交代した際に地域を訪問し、当金庫が変わるの必要性を感じ2004年より法人営業担当（16名）を配置した。当時は、新規開拓は順調であったが顧客の課題解決が必要であるということで、単なる飛び込み営業ではなく顧客との接点ができるようなツールが必要であると感じるようになり、調査を進めていたが苦勞をしていた。

情報を得るために、関東経産局や中小企業基盤整備機構へ職員を出向させ中小企業支援に関する情報を蓄積させた。2008年に連携拠点が開始されることを経産局より情報を得て、申請し、そこから専門家派遣に関するノウハウを得ることとなり、現在は金庫独自の予算を編成して実施している。2000年初めより取り組んでいたことが、リレーションシップバンキングへの対応につながっている。

5.1.2 東京東（調査日：2019年9月6日）

2003年に当金庫取引先を集めた顧客組織の活動一環として情報交換会を開催したことが発

端で、参加者から異業種交流や産学連携といった顧客支援の取組みの要望があった。これに応えるべく経産局や中小企業基盤整備機構へ職員を出向させ、必要な情報を収集していた。これらの職員を活用し2005年より周辺の大学と連携して、顧客企業の経営課題に対応するようになった。大学との連携事業をきっかけに2009年度より大学のコーディネーターを、2019年度からは大学の元教員を職員として採用している。

2008年に連携拠点に採択されたことで、当金庫が実施する支援についても公的な性格を持つ関係上、専門部署を設置し対応している。信用金庫の性格上、利益優先ではなく貸出金利で競争をせず、お客様支援の実績が当金庫のブランドを形成させている。

5.1.3 浜松（調査日：2019年11月11日）

1995年に中小企業診断士を2名養成し、相談室を設置して個人・法人を問わず窓口を設けたことが当金庫における支援の始まりとなっている。

2006年にはITシステム会社より、当金庫取引事業者のIT支援を共に実施しないかという提案があり、地域内の支援機関にも協力してもらおうと活動をしていた。当時は、当金庫の理事長は地元商工会議所の会頭ということもあり、商工会議所や市役所と頻繁に意見交換を実施していた。この関係から、市役所より連携拠点の情報を得て、広範な支援をしようと連携拠点に応募した。2014年からは、地域創業支援事業に採択され創業者を増やすことに注力している。地域の開業率が低い場合何かなければという思いと、次の産業おこしになればと考えている。

5.2 連携拠点不参加の信用金庫

5.2.1A 信用金庫（調査日：2019年10月10日）

顧客支援を本格的に実施する発端は、1975年に当金庫の顧客を集めた経営研究会にあるが、組織的な体制を整備して本格的に活動を始めたのは2000年に部署を設置したことにある。当時は、顧客に対し財務分析を行っていたが、徐々にサービスを拡充し2009年にビジネスマッチングを進めるため準備を開始し2010年に地域の支援機関などと協力して商談会を開催している。また、2014年からはインキュベーションルームを設置し創業に対しても支援を行っている。

2012年には部として活動していた（職員は7名）が、現在は職員4名で活動している。中小企業支援策の情報入手については他の信用金庫から入手しており、職員を外に出向させることはしていない。

5.2.2B 信用金庫（調査日：2020年2月25日）

1978年に繁華街に出店している営業店の一角を活用したことが発端になっている。当時は、

信用金庫による中小企業支援制度を活用した体制構築への取組

融資に特化させた機能を持たせていた。これが、1990年に入り、本店に顧客相談室を設置し有資格者（FPや中小企業診断士）を配置し相談業務をしていた。1998年には拠点を再度、上記営業店に設置し、2019年に本部の推進部門と統合し現在に至っている。

当金庫では、2000年に当時の理事長の指示により、M & Aの研究を始め、数年で業務を行うことができるようになり、現在でも年数件の案件を手掛けている。外部へは県庁、地元商工会議所、支援機関に出向者を出しているが、金庫に戻っても本部で活用せず支店に配属させてきた。外部と本格的に協力するようになったのは、2012年の経営革新等支援機関制度が開始されてからである。

5.2.3C 信用金庫（調査日：2020年3月6日）

2003年に融資部内に企業再生を手掛ける担当者2名を設置したことが発端である。2006年に産学官連携を実施する任意団体の地域組織を当金庫が担うこととなり、専任職員を設置している。

2013年に理事長が変わった際に組織体制を見直した。従来は中小企業支援に関する部署は個人顧客、法人顧客、支店管理の3つの部であり支援に関する業務のそれぞれに付随しており補完的な役割であったが、営業企画、営業推進の2つの部に再編し、取引先支援を推進するために表彰制度を創設した。この表彰制度は数年ごとに見直しをしており、直近の改定では支援をすることによって手数料を得るように変更している。

外部へは業界団体や経産局に出向させ、戻ったら本部で活躍してもらっている。また、2年前より準備をしていた街づくり支援のメニューを来年度より本格的に開始する。

5.2.4D 信用金庫（調査日：2020年3月17日）

中小企業診断士（以下、診断士）の資格を有する職員を中心に2004年に、企業実施診断を開始している。これは、診断士の養成過程で実施する診断実習をより実務的にしたもので、現在も実施している。2005年には金融検査マニュアルなど監督官庁より強く求められている企業再生に力を入れていたことから、当金庫も再生支援に注力していた。取り組み時期としては金融業界全体でもかなり早かったと認識しており、2010年まで取引企業の経営改善計画の策定が中心で活動していた。

支援については2007年に産学官連携を実施する任意団体の地域組織を当金庫が担うこととなったが、現在は一般社団法人化している。2012年頃からは、認定支援機関制度の開始に伴い補助金申請支援や他団体の開催するセミナーの後援などを行っており、今後は事業性評価への対応に注力する。

6. 考察

3信用金庫は連携拠点を活用したことで、①公的な支援機関としての性格を持つ。②支援を実施するための費用について補助を得る。③外部の支援機関と協力関係を構築し連携した支援を実施することが可能になる。これら3点が利点として挙げられ、参加しなかった信用金庫と比較して支援体制の構築、ひいてはリレーションシップバンキングへの取組みに有効であったわけである。

6.1 支援の開始時期

支援を開始した時期で見た場合、連携拠点に参加した3信用金庫のうち、最も古い浜松でも1995年から支援を開始しており、1990年中盤から2000年中盤の約10年の期間で取組が始まっている。一方で、参加しなかった信用金庫では、1970年の中盤から開始した2信用金庫と、2000年の初めから中盤にかけて始めた2信用金庫と時期的に大きな乖離が見られる(図表2)。これは、連携拠点に参加したかどうかに関わらず、支援を実施している信用金庫と、まさにリレーションシップバンキングが指摘され始めた前後より支援に取り組み始めた信用金庫と大きく二つのグループに分類させることができる。

図表2 支援の開始時期

| 連携拠点に参加 | | | 連携拠点に不参加 | | | |
|---------|------|------|----------|------|------|------|
| 多摩 | 東京東 | 浜松 | A | B | C | D |
| 2001 | 2003 | 1995 | 1975 | 1978 | 2003 | 2004 |

筆者作成

特に、1970年の中盤から開始した2信用金庫の取組を比較した場合、どちらも外部機関と交流を図っていたものの、外部の知見を本部で活用することはなかったのである。それでも、Bは2000年よりM & Aに関する業務と始めるために独自の調査研究を実施している。一方で、Aも2000年より支援を本格化させたものの、具体策は外部での支援事例を導入するに留まり、最近では支援を実施する組織の規模を縮小させている。この違いは、単純に外部との交流を図るだけでなく、どのような支援を実施すべきなのかといった目的を持つことが求められていることを示唆している。

6.2 専門人材と支援制度の活用

各信用金庫の取組みについて、参加した3信用金庫ではいずれも外部に職員を出向させ

信用金庫による中小企業支援制度を活用した体制構築への取組

ており、特に公的機関に職員を出向させ、そこから公的支援に関する情報やノウハウを集め金庫内で活用していった。もちろん、連携拠点に採択されたからといって中小企業支援体制が確立できるわけではなく、出向者から得た情報やノウハウを信用金庫の支援活動に活用していた。例えば、出向者は出向中に中小企業支援に関する情報を入手し、信用金庫に戻った後も支援に関する業務を担当している。一方で、参加しなかった信用金庫においても多くで出向させていたものの、戻った職員は営業店に配属させ従来業務を担わせている。

出向者を中心に支援体制を構築させることは、出向先で得た経験や人的繋がりから外部資源も活用して体制作りができ、特に、連携拠点に参加した信用金庫の場合、行政より資金面（補助金）、人員面（コーディネーターによる協力や専門家の受入れ）などの支援を容易に受けることができたことで、体制構築が進んだのである。一方、出向者を営業拠点に配属した場合には、その店舗における個別の支援能力向上が考えられるが、その職員が転勤すれば支援が継続できない。2000年代中盤から後半にかけては、信用金庫業界は金融行政側からのリレーションシップバンキングを実施するように指導されることによって、各営業店の能力向上よりも各信用金庫において統一した支援体制の確立が求められていた事情があった。これを考慮すれば、出向者を本部に配置したうえで、その経験を基にした支援体制確立へと作用したわけである。これはCにおいて、公的機関が募集する補助金への申請支援は、公的機関に出向していた職員による支援は正鵠を射た支援が実施されているという意見があった。

また、今回インタビューした信用金庫のほとんどで診断士が在籍しているため、専門性を持った職員は診断士の活用という点からも比較することができる。連携拠点に参加した信用金庫では中小企業支援制度を活用した支援を行うため出向者が中心となって支援体制を構築してきた。これに対し、診断士が在籍し支援体制を構築した信用金庫において、例えばDのように診断士による顧客に対する経営診断を毎年実施しており、診断士が中心となり独自の支援体制を構築している。つまり、出向者・診断士を活用するかどうか、外部の支援策を利用か内部で独自に進めるか、これら選択により支援体制構築において違いになったことがわかる（図表3）。

図表3 職員・制度の活用比較

| | | 専門性を持った職員 | | |
|-------|-----|-----------|-----------|-----|
| | | 診断士 | 出向者 | いない |
| 制度の活用 | する | 浜松 | 多摩 東京東 | |
| | しない | B D | C | A |

筆者作成

一方で、他の信用金庫が導入した支援策を導入していったAは、支援策に統一性がなくなってしまい、支援業務を縮小させていた。このことから、支援なら何でもやるのではなく、専門的な知識・経験に基づいてある程度の方針・方向性を定めてから、トライアル・アンド・エラーを繰り返しながら独自性を発揮することが重要である。

6.3 中小企業支援制度の利用

中小企業支援では支援を実施したからといって、そこから収益が発生するわけではない。公的支援の場合、支援業務は無料であることが原則であり支援の結果として融資が実行されたり、手数料を得ることができるのであって、先行して費用が発生する。それでは、どの段階から収益に結びつくのかという点においても、具体的に示すことができず長期間にわたって費用ばかり発生してしまうということも想定される。一方で支援に必要な人材は専門性が必要であり、育成には時間もかかるわけである。だからこそ、各信用金庫は長期的な視点に基づいた体制整備が求められ、委託調査の結果からも信用金庫の多くが課題としていた。

その点、連携拠点は参加した信用金庫は公的な支援の枠組みに組み込まれることで、支援体制を構築するのに掛かる期間を短縮させることができるが、それでも収益の向上を課題にしている地域金融機関にとって活用が難しい。これは、支援体制を構築し独自性のある支援が実施できるまでは時間と費用がかかることに加え、明確な期限が設定できないため、たとえば支援制度中に経営資源の補助があったとしても公的支援の一翼を担うには長期的な視点からすれば収益性との両立が困難であることによる。

6.4 リレーションシップバンキングへの対応と支援体制の関係

支援は当然ながら再生だけではなく、それ以外の支援についてもリレーションシップバンキングが公表される以前より、その重要性に気が付いて対処した信用金庫は再生のための部署と、それ以外の支援を行う部署を設置し対応をしていたわけである。ただし、そのようなことができる信用金庫は、組織規模が大きく経営資源に比較的余裕がある場合に限られる。これは、再生支援を実施しても多くの場合で地域金融機関は貸倒引当金を計上する必要があるからである。貸倒引当金は、計上した金額分だけ収益を圧迫する⁷⁾ため、収益を確保して必要な費用確保に重点が置かれることになる。特に、リーマンショックによる影響は大きく収益確保に迫られた地域金融機関において、貸出金利を高くするか融資残高を増加させるかのどちらかという選択肢になる。

つまり、金融庁が定義したリレーションシップバンキングは信用金庫業界にとって、中小企業支援を一律に実施するための機会となった。一方で、実際は再生支援に注力することが求められた結果、余裕のある信用金庫はより広範な支援を行うための体制を構築させること

ができたが、それを実施したくとも貸倒引当金を計上するために収益確保をしなければならぬという制約により、広範な支援に向けた支援体制の構築ができなかった信用金庫が数多く存在したのである。これが、連携拠点は「知っているが活用が難しい」ということに繋がるのである。

7. 終わりに

現在に視点を戻せば、地域金融機関は地方創生の協力を求められており、行政機関から地域金融機関である信用金庫への役割と期待も高いわけである。しかし、それに対処できるための経験がある信用金庫とそうでない信用金庫が存在している。これが、リレーションシップバンキングを求められ、対応したことによる二面性といえる。監督官庁は地域金融機関に対し画一的な行動を取らせることができて、それ以上の行動を取らせることができない。他の行動こそが各信用金庫の独自性となるわけだが、求められる内容が厳しいものになれば、規模の小さな金融機関は生き残りを図るために合併を模索することになる。近年でも信用金庫業界で合併が続いており、確かにオーババンキングと指摘され、それを解消するためには金融機関数を減らすことは必要だという指摘がある。だからといって地縁を活かした組織が合併すれば、地域性は当然ながら薄まっていくわけで、地元企業とのリレーションそのものを構築することは難しくなる。

中小企業支援制度を活用することの有用性を明らかにしたわけだが、地域金融機関は金融政策の影響を受けやすく、中小企業政策から地域金融機関に求められていた目利き力を考慮した制度設計をしたことに効果があった。この点は今後の制度を立案するうえにおいて注意すべきであり、クラスターの結果からもわかるように地域金融機関も多くが参加したとしても支援策を推進することの難しさは先行研究からも明らかである。このように、地域金融機関であっても支援の得意・不得意とする内容が存在し、限界があることを認識しなければならない。今後も民間の支援機関を公的支援の枠組みに組み込むのであれば、それぞれが得意とする支援や親和性の高い制度の企画・立案を行うべきである。

特に多くの信用金庫は、設立時は地元の経営者などから出資を受けて成長してきた経緯があり、地域のために貢献することは当然であるが、どのように貢献するかは各信用金庫の判断に委ねられるべきである。地域経済を支える中小企業者へ支援を行き届けるために、信用金庫の持つネットワークを活用し、制度の実効性を高めることが求められる。

※ 今回の調査に際し、協力をいただいた各信用金庫等の皆様には感謝申し上げます。

1) 政策に基づいて実施する諸活動を制度として記し、金融行政を実施する機関として金融庁

を中心とした行政機関とする。

- 2) 村本(2003)は、「長期継続的な種々の取引(貸出、預金、その他取引)ないし顧客との密着した相対取引を通じて、外部からは入手しにくい情報を活用したもの」とする。
- 3) 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」であり、2010年12月に延長され、2011年3月には改正された。2011年12月にも延長され、2012年1月に再改正された。期限後については、2012年4月に内閣府・金融庁・中小企業庁連名による「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」が策定され、コンサルティング機能の一層の発揮が求められている。このことから、金融機関において重要であることがわかる。
- 4) 地域金融機関と連携した中小企業施策普及に関するアンケートとし、期間は2008年1月～2月であり、回答率は都市銀行0%、地方銀行69%(回答数11)、第二地方銀行73%(回答数8)、信用金庫71%(回答数61)、信用組合86%(回答数6)である。この内、回答数・回答率が高い信用金庫の調査結果を活用している。
- 5) 2008年に米国の金融大手であるリーマン・ブラザーズが破産をしたことで、世界的な不況が発生した。日本においても、中小企業者等を中心に資金繰りに窮する状態となり、国は金融円滑化法などの対応を迫られることとなった。
- 6) 各地の自治体において、中小企業事業者の資金調達を支援するために低金利で借入できる制度である。金融機関に対しては、自治体から預託金の預入や利子補給を行ったりと、メリットがある場合もある。また、信用保証協会による付保を前提としているため、公的な保証があることで円滑な資金調達が可能となる。

リーマンショックに対応するため、セーフティネット保証5号と制度融資を活用した制度が実施された。

- 7) 貸出をした企業等が経営破綻等に至れば、回収できずに損失になる。ただし、リーマンショックのように経済状況が悪化すれば、自己資本を取り崩して対応する必要に迫られ、金融機関も経営危機に陥る危険性をはらんでいる。また、貸倒引当金の算定は、金融検査マニュアルに準じた取扱いを行う必要があるため、恣意的な取扱いは監督官庁による検査で指摘される。ただし2008年において、条件を満たした経営再建計画を作成場合、その計上を低く抑えることが可能としたため各金融機関で再生支援が活発となった。

参考文献

- 新井稲二：中小企業支援事業の長期的な視点からの評価～地域力連携拠点事業を事例に～、地域企業政策時報2020年上期号、2020、pp29-43
- 石川英文：地域中小企業向け貸出市場の現実 中小企業と金融機関の借入・貸出関係に関す

信用金庫による中小企業支援制度を活用した体制構築への取組

- る経済分析、中央経済社、2012
- 植杉威一郎著 村本孜監 社団法人全国信用金庫協会編：「「つながり力」とリレーションシップ・バンキング」、『中小企業のライフサイクルと地域金融機関の役割』、近代セールス社、2010、pp89-112
- 内田浩史著 渡辺努、植杉威一郎編：「リレーションシップバンキングは中小企業金融の万能薬か」、『検証 中小企業金融』、日本経済新聞社、2008、pp109-136
- 内田浩史著 筒井義郎、植村修一編：「リレーションシップバンキングの経済学」、『リレーションシップバンキングと地域金融』、日本経済新聞社、2007、pp47-80
- 関東経済産業局：広域関東圏における産業クラスター計画の現状・課題と今後のシナリオ、2006
- 小藤康夫：地域金融機関と金融行政－リレーションシップバンキングと産業クラスター集積の相互作用について－、専修商学論集、82、2006、pp163-204
- 小藤康夫：金融庁によるリレーションシップバンキングは中小・地域金融機関の経営にいかなる影響を及ぼすか、専修大学都市政策研究センター論文集、1、2005、pp99-119
- 木村温人：現代の地域金融「分権と自立」に向けての金融システム、日本評論社、2004
- 金融庁：中小企業等金融円滑化法等について、2004
- <https://www.fsa.go.jp/policy/chusho/enkatu02.html> (2020年3月7日閲覧)
- 斎藤正著 川波洋一 上川孝雄編：「地域金融」、『現代金融論〔新版〕』、有斐閣、2016、pp199-216
- 信金中央金庫：信用金庫の店舗数、合併数、信金中金月報、7(8)、2008、p107
- 中小企業庁：地域力連携拠点事業における金融機関モデル、2008a
- 中小企業庁：「地域力連携拠点」の採択について(平成20年度経営力向上・事業承継等先進的支援体制構築事業)、2008b
- <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/renkei/2008/080520chikikyoten.html> (2020年8月29日閲覧)
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構経営基盤支援部小規模企業支援室：中小企業の経営課題解決を図る地域力連携拠点事業、信用金庫、63(5)、2009、pp18-20
- 中小企業庁：平成21年度「地域力連携拠点」事業の採択について、2009
- <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/renkei/2009/090331ChikiKyotenSaitaku.htm> (2020年8月29日閲覧)
- 寺岡寛：地域政策としての「イノベーション」政策－地域中小企業の活性化への課題－、商工金融、68(7)、2018、pp5-25

内閣府・中小企業庁・金融庁：中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ、2012

野村総合研究所：平成20年度中小企業活性化政策委託事業 地域金融機関及び地域力連携拠点と連携した地域・中小企業施策普及のための調査、2008

間下聡：リレーションシップバンキングの機能強化と今後の信用金庫の経営課題、信金中金月報、3（12）、2004、pp77-95

三井逸友：地域イノベーションシステムと地域経済復活の道、信金中金月報、3（13）、2004、pp 2-25

村本孜：リレーションシップバンキングと中小企業金融（1）、成城大学経済研究、162、2003、pp255-277

村本孜：リレーションシップバンキング論－理論的背景と日本の最近の動向－、信金中金月報、3（12）、2004、pp 3-27

由利宗之：地域社会と共同するコミュニティバンク、ミネルヴァ書房、2009